

那覇市民間住宅耐震化促進事業 平成24年度 住宅耐震診断事業補助金 募集要項

1. 事業の目的

那覇市では、地震による既存建築物の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進することを目的として、民間住宅の耐震化補助を実施します。平成24年度は「耐震診断」に要する費用の一部について補助金を交付します。

2. 補助対象住宅

次に掲げる要件のいずれにも該当する者及び建築物を補助対象とします。

- 1) 那覇市域内に存する住宅であり、昭和56年5月31日以前に建築された住宅（兼用住宅、共同住宅、長屋住宅含む）及び同日において工事中であった住宅。
- 2) 鉄筋コンクリート造の住宅。
※別の構造である場合は、別途補助制度となります。裏面7.の窓口へご相談ください。
- 3) 平成25年2月28日までに補助事業を完了し、完了報告書を提出できる者。
- 4) 次のいずれかに該当する者。
 - ①住宅の所有者又は書面による所有者の承諾を得ている者。
 - ②区分所有された共同住宅にあつては、「建物の区分所有に関する法律」第3条に規定される団体又は同法47条に規定する法人（管理組合）。
 - ③土地所有者、居住者が異なる場合（戸建住宅）は、そのいずれにも書面による承諾を得ている者。
- 5) 建築物の構造について、国土交通大臣等の認定などを受けた特別な工法ではないこと。

3. 補助対象となる耐震診断

次に掲げる事項に基づき行う耐震診断を補助対象とします。

- 1) 沖縄県の「沖縄県耐震技術者名簿」に登録された「沖縄県耐震技術者」が行う診断。
- 2) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）に定める方法による診断。

4. 補助の対象事項、補助対象額（上限額 戸建90万円、他300万円）

補助対象住宅の耐震診断に要する費用で、下記の補助対象額の2/3以内の額を補助します。

- 1) 戸建住宅 事業に要する費用と基準額90万円を比較して少ない額

補助金額計算例 事業費90万円の場合

補助金額 90万円×2/3=60万円	自己負担額 90万円-60万円=30万円
-----------------------	-------------------------

- 2) 長屋、共同住宅 事業に要する費用と以下の基準額を比較して少ない額

基準額：90万円に総戸数から1を引いた戸数に20万円を乗じて加えた金額

補助金額計算例 8戸・事業費250万円の場合 基準額 [90万円+(8-1)戸×20万円=230万円]

補助金額 230万円×2/3=153.3万円	自己負担額（補助対象額を超える部分含む） 250万円-153.3万円=96.7万円
---------------------------	--

5. 募集期間

平成24年12月28日（金）まで

6. 手続きの流れ

①事前相談

相談カードご記入の上、市の窓口でご相談ください。図面等もご持参ください。



②診断費用の見積

「沖縄県耐震技術者」の所属する診断実施機関（設計事務所や建設会社等）から耐震診断費用の見積りを取り、自己負担額等を確認の上、耐震診断実施を検討してください。



③補助金交付申請

補助金交付申請書に必要書類を添付の上、市の窓口へ提出してください。



④補助金交付決定通知

申請内容の審査後、補助金の交付が決定すれば、市から通知を行います。



⑤耐震診断機関との契約、耐震診断の実施

④の通知受領後、診断実施機関と契約し、「沖縄県耐震技術者」による耐震診断を実施します。必要に応じて第三者機関で耐震診断結果について「判定」を行います。



⑥完了実績報告

耐震診断の完了後、完了実績報告書に必要書類を添付の上、市の窓口へ提出してください。



⑦交付確定通知

完了実績報告等を審査し、交付の可否、補助金額を確定し、市から通知します。



⑧補助金の交付請求

補助金交付請求書を提出してください。



⑨補助金の支払い

市から補助金の支払いを行います。

7. 窓口・お問合せ先

那覇市都市計画部建築指導課 指導グループ 民間住宅耐震化事業担当

TEL951-3244 FAX951-3245

補助に関する要綱「那覇市民間住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱」は建築指導課ホームページで確認できます。（<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/sidou/osirase/taisinsokusinhojo.html>）

